

小山広域保健衛生組合の 訴訟について 和解が成立しました。

このたび、平成17年より裁判上で争ってきました「一般廃棄物処理委託契約」に関するコンポストの引き取り事案について、当事者間において和解が成立しましたので、その内容等について、ご報告いたします。

裁判の経緯

◆本裁判での争い◆

この訴訟は、平成3年11月27日に(株)県南衛生工業(以下、「県南」という)との間で締結した「一般廃棄物処理委託契約書」第15条の「搬入された数量とほぼ同じ数量を無償で県南の処理場にて引渡し、小山広域保健衛生組合(以下、「組合」という)の所有物となる」との規定が、コンポストの引き取りを義務とするものか、権利とするものかを争ったものであり、この契約に端を発したものであります。

県南に委託する以前の焼却灰の処分につきまして、昭和63年から福井県敦賀市のキンククリンセンターに最終処分を委託しておりました。しかし、平成2年に同市の住民の反対運動から、搬入が困難となり、処分先も見つけ

られる状況ではなかったため、その後の最終処分場の確保が急務となっておりました。

そこに、県南が、焼却灰を原料とした堆肥化をすることで、安価に処理することができるとの提案をいたしました。組合としては、焼却業務を停止させることはできないという使命感により、先に述べました契約書を平成3年11月27日に締結し、平成4年4月1日から平成19年3月31日までの15年間処理処分を委託したものであります。

当組合では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、基準値内の焼却灰を搬出しておりましたが、平成15年8月15日独立行政法人肥料検査所仙台事務所の立ち入り検査により、コンポストが肥料としての成果物でないことと判断され、また、平成15年12月24日宮城県仙南保健所から産業廃棄物としての適切な保管を求めた改善命令が出されたことから、平成16年2月20日に県南は、当組合に対してコンポストの搬出を求める公害等調停事件の申立てをし、その後、仙台地裁にコンポスト約6万5千㎡の搬出と損害賠償金約31億7

千万円等の支払いを求める訴訟を提起したものです。

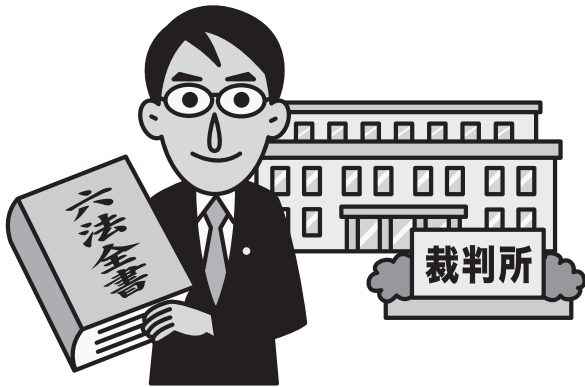
組合は、「契約書第15条は、コンポストの引き取りの権利を定めたものであり、義務を定めたものではないこと及び本件コンポストは有価物になっていないため、引き取り義務はない」こと等を主張して参りましたが、平成21年2月24日の仙台地裁判決、平成23年7月29日の仙台高裁判決ともに組合の引き取りと損害賠償の支払いを命じる判決となったものであり、この判決を不服として上告した最高裁においても棄却とされました。

◆執行裁判での争い◆

県南は、高裁判決に仮執行権が付与されていたことから、平成23年8月9日及び8月18日に仙台地裁に代替執行の申立て等を行ったものであります。仙台地裁での審尋期日は、平成23年9月27日から平成25年3月8日まで、14回開催されました。

組合では、県南の主張する代替執行に対し、弁護士会、対策本部会議及び役員会を開催し、また、セカンドオピニオンの意見も考慮しまして、これまで焼却灰のコンポストへの生成を適正に履行しなかつた県南に当該コンポストの処理処分を行わせることは、適正に処理処分できないとの考えから、組合の任意履行を主張してまいりました。

平成24年3月2日の第6回審尋までの裁判官は、当組合の主張を認め、処理処分は組合の責任で行うものであり、県南に認められるのは、搬出までであるとしていましたが、平成24年4月の担当裁判官交代後の第7回以降の審尋においては、県南の搬出には処理処分までを含めるとの考え方が示されたことから、県南は自社による代替執行を強硬に要求してきました。



H3.11.27	(株) 県南衛生工業と廃棄物処理委託契約を締結
H4. 4.1	廃棄物搬出開始
H15.8.15	コンポスト(広域の焼却灰と宮城県の下水道汚泥を混合処理したもの)から基準値超の重金属検出
8.21	廃棄物搬出を停止
H17.6.27	(株) 県南衛生工業が組合を仙台地裁に提訴
H21.2.24	仙台地裁判決(組合が搬出。損害賠償5.1億円)
H23.7.29	仙台高裁判決(組合が搬出。損害賠償2億円)
8.9	(株) 県南衛生工業が仙台地裁にコンポスト搬出命令申立
8.10	組合が最高裁に上告
8.18	(株) 県南衛生工業が仙台地裁に代替執行費用支払命令申立
9.27~H24.3.2	仙台地裁において第1回~第6回審尋(処理処分は組合の責任で行うとの心証)
H24.3.2	最高裁への上告棄却
4.1	担当裁判官交代
5.28~H25.3.8	仙台地裁において第7回~第14回審尋(搬出には処理処分も含まれるとの心証)
3.29	仙台地裁決定(H25.4.1組合に正本到達)
4.5	仙台高裁へ執行抗告(H25.11.15棄却)
5.31	仙台地裁へ引渡請求の仮処分命令の申立(H26.1.17申立の却下)
8.12	仙台地裁へ請求異議を提訴
11.25	仙台高裁へ許可抗告の申立(H25.12.27抗告不許可)
12.17	(株) 県南衛生工業へ47億円が支払われる
H26.4.30	平成26年第2回組合臨時会 議決により和解成立
5.2	請求異議控訴取下げ

これらの一連の訴訟において、お互いの主張に対する和解案についても提示されましたが、当該コンポストが一般廃棄物(広域の焼却灰)と産業廃棄物(宮城県の下水道汚泥)の混合物の一般廃棄物とされる中で、県南が処理処分をした場合、県南の処分方法によっては、最終処分後においても当該組合に一般廃棄物の排出者責任を問われる可能性があること、また、県南の処理処分費用も当該組合が見積もる処理費用より、20億円以上高額な67億6032万円となるものであり、さらに、今後の県南の処分方

法によっては、天井知らずの金額を要求される危険性があるため、組合としては合意しなかつたものでありました。平成25年3月8日の第14回審尋をもって合意は困難と判断され、同年3月29日に、県南が処理処分を含む搬出ができ、その前払費用として、47億円の支払いを命じる仙台地裁の決定となつたものであります。

組合としましては、監督官庁である宮城県が当該コンポストを一般廃棄物と産業廃棄物の混合物であるという見解を示していたことから、組合に排出

者責任が残らないように自ら処理処分を行う必要があるとして、同年4月5日仙台高裁に執行抗告の申立てを行いました。

仙台高裁においては4回の審尋が行われましたが、その間組合の任意履行を求め法的手段として「引き渡しを求めめる仮処分」と「請求異議訴訟」を仙台地裁に申立てましたが、お互いの合意が図れなかつたことにより、平成25年11月15日仙台高裁は、執行抗告棄却の決定をしました。

組合は、仙台高裁の決定を不服とし

最高裁への許可抗告申立てを行いました。同年12月27日に不許可の決定がなされ、また仙台地裁に申立てていた「引き渡しを求めめる仮処分」と「請求異議訴訟」も棄却となつたものであります。

◆和解の経緯と内容

◆和解について◆

組合では、県南からの支払請求により、平成25年12月17日47億9390円の支払いを行ったところであり、同社は当該費用をもつて、搬出処分をできるようになったものですが、同社の処理費用は、64億2465万円を要するとしていたことから、作業終了後に費用の精算の争いが想定されたところでありました。

さらに組合としては、県南において処理処分を含む搬出作業が行われた場合、組合には対抗する手立てがなく、当該コンポストが一般廃棄物と産業廃棄物の混合廃棄物の一般廃棄物とされる中で、県南の処理方法によっては、最終処分後においても組合に排出者責任を問われる可能性があつたこと、また、県南の処理によっては天井知らずの金額を要求される危険性がありました。

このような状況の中、長引く訴訟問題は「早期に終結すべきだ」との意見が数多くあつたため、精算時の新たな訴訟を避けるため和解することを模索してきましたものであります。

組合は、①最終処分後においても組合に排出者責任が残らないこと、②最も恐れている天井知らずとならない県南の主張する処理費用より低額に確定することを和解条件としました。

このことから、①排出者責任に関して組合は、宮城県と協議を重ねた結果、平成26年3月6日、宮城県において、本件コンポストを総体産業廃棄物とするの見解が示されたことで、本組合の排出者責任が免れるところとなつたことから、②天井知らずの金額を要求される危険性があつた処理費用について、組合及び構成市町の財政負担を抑制するため、可能な限り低額にすることに全力を傾注し、改めて、県南との和解交渉を行つてきたものであります。

交渉を重ねた結果「組合に一切の法的責任がなく」、最も恐れていた天井知らずの処理費用についても、県南の主張する処理費用64億2465万円より低額に確定する54億円とするなど、以下の和解内容で合意が得られたものであります。

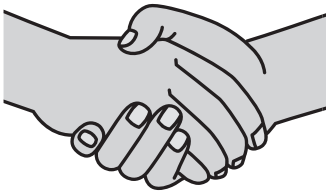
これを受けて、同年4月30日組合議会臨時会を招集し、議決が得られましたので、和解が成立したものであります。

なお、このようなことが二度と起こらないよう、組合内の組織及び規則を見直し、契約を担当する係を設置するとともに、学識者の意見を取り入れた事業者評価システムを構築いたしました。また、今回の一連の訴訟について、こ

のようなことが二度と起こらないよう、検証を行つていきたいと考えております。

◆和解内容◆

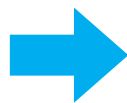
- ①総額を54億円とし、追加の費用の支払は分割で、平成26年8月末に2億円、平成27年8月末に2億円、平成28年8月末に3億円支払う。
 - ②県南は法律を遵守したコンポストの全量処理処分を行い、組合に処理処分に関する一切の法的責任がないことを県南が保証する。
 - ③組合は請求異議控訴を取り下げる。
 - ④組合は搬出義務の有無、代替執行権限の有無、執行費用の多寡を争わず、いかなる請求申立を行わない。
 - ⑤組合は裁判が長期化したことに関して遺憾の意を表明する。
 - ⑥他に一切の債権債務がないことを相互に確認する。
- ▼問い合わせ先▼
小山広域保健衛生組合
☎(22) 2809



【組合の和解条件】

1. 排出者責任が小山広域保健衛生組合に残らない事。

一般廃棄物



総体産業廃棄物とした!(H26.3.6)

2. 和解金額(処理費用)が適正であること。 天井知らずとならないこと。(確定させること。)

【(株)県南衛生工業の主張する処理費用】

- ・67億6,032万円(H25. 1.31)
- ・64億2,465万円(H25.12.13)



54億円とした!

※上三川町の負担金額は、54億円のうち約1億2,500万円です。